第２　別除権付債権の定義
本協定における別除権付債権とは、清算株式会社所有の不動産その他の資産について担保権を有する債権で、平成22年１月18日（特別清算手続開始決定日）までに対抗要件を備えているもののうちその担保権で担保された範囲のものをいう。
清算株式会社に対する各債権者の債権のうち別除権付債権はない。
第３　一般債権
１　定義
本協定による一般債権とは、別除権付債権、共益的債権及び優先債権に該当しない協定債権をいう。
２　一般債権の弁済
⑴　弁済
①　協定債権者のうち、しのぶ台ニュータウン共用施設維持管理組合法人については、その債権全額を支払う。
②　上記①の支払いを完了した後、各債権者に対し、清算人費用、その他公租公課、特別清算手続に必要な費用等を除いた残額を弁済原資として、本件計画上の各金融機関債権者の非保全債権額（後記「非保全債権額一覧」の通り）に応じて按分して支払う。
⑵　放棄
⑴の弁済時に残余の一般債権についてはすべて免除を受ける。
３　一部の債権者の有する債権の放棄
高木産業株式会社、株式会社会津防災設備センター（いずれも清算株式会社の関係会社）は、本協定案認可決定確定を条件として、一般債権をすべて放棄する。
第４　共益的債権及び優先債権
協定債権者の共同利益のためにする裁判上の費用、清算業務遂行に要する費用などの共益的債権、国税徴収法又はその例により徴収することができる債権、裁判所から支払の許可を受けた債権は、随時弁済することができる。
弁済対象債権額一覧
東京都港区赤坂１丁目11番４号
リサ企業再生債権回収株式会社
債権額　196,568,454円
福島県会津若松市大町１丁目６番22号
株式会社福島銀行会津支店
債権額　98,342,691円
福島市三河南町１番20号
福島県信用保証協会
債権額　51,389,168円
仙台市青葉区一番町４丁目６番１号
日本債権回収株式会社東北支店
債権額　5,771,796円
福島市上鳥渡字しのぶ台５番地の14
しのぶ台ニュータウン共用施設維持管理組合法人
債権額　480,000円
福島県会津若松市宮町７番42号
高木産業株式会社
債権額　1,660,000円
福島県会津若松市千石町４番４号
株式会社会津防災設備センター
債権額　830,000円
弁済対象債権額合計　355,042,109円
非保全債権額一覧（平成16年11月30日現在）
リサ企業再生債権回収株式会社　194,989,000円
株式会社福島銀行　32,200,000円
福島県信用保証協会　50,000,000円
日本債権回収株式会社　29,200,000円
非保全債権額合計　306,389,000円
福島地方裁判所会津若松支部

更生計画案議決権行使方法等

平成２０年（ミ）第２４号
東京都千代田区有楽町２丁目３番６号マスヤビルディング
更生会社　株式会社東千葉カントリー倶楽部
１　議決権行使の方法　書面投票による行使
２　投票期間　平成22年３月５日から平成22年５月25日まで
３　決議の組分け　更生担保権者と更生債権者の二組に分けて行う。
４　議決権不統一行使の通知期限　平成22年４月20日
平成22年３月５日
東京地方裁判所民事第８部

監督命令取消

平成２１年（再）第５７号
大阪市北区大淀南１丁目10番９号
再生債務者　株式会社ミカド
主文　平成21年12月24日にした監督命令を取り消す。
平成22年３月４日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再）第５８号
兵庫県伊丹市森本８丁目29番地
再生債務者　株式会社プロテック
主文　平成21年12月24日にした監督命令を取り消す。
平成22年３月４日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再）第５９号
岡山県勝田郡奈義町西原380番地の37
再生債務者　株式会社ナギテック
主文　平成21年12月24日にした監督命令を取り消す。
平成22年３月４日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再）第６０号
千葉県野田市中野台533番地１
再生債務者　株式会社チバテック
主文　平成21年12月24日にした監督命令を取り消す。
平成22年３月４日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続開始

平成２２年（再）第１号
宮城県柴田郡大河原町新寺字東91番地の１
再生債務者　フジサイ工建株式会社
１　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年４月５日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成22年５月26日から平成22年６月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部

平成２２年（再）第１号
岐阜県瑞穂市別府1162番地５
再生債務者　廣瀬　賢次
１　決定年月日時　平成22年３月５日午後３時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年４月２日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成22年４月30日から平成22年５月21日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（再）第４号
大阪市北区天満３丁目５番25号
再生債務者　株式会社ユニウエル
１　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年４月19日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成22年６月２日から平成22年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

再生債権の特別調査期間

平成２１年（再）第１１号
北九州市戸畑区福柳木２丁目14番９号
再生債務者　株式会社安田
特別調査期間　平成22年３月29日から平成22年４月５日まで
平成22年３月３日　福岡地方裁判所小倉支部

再生手続による債権者集会招集

平成２１年（再）第２号
富山県高岡市常国335番地の１
再生債務者　共栄運輸株式会社
１　期日　平成22年５月27日午後３時
２　会議の目的　再生計画案の審理及び決議
平成22年３月４日　富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（再）第６号
福岡市早良区早良２丁目22番21号
再生債務者　有限会社介護
１　期日　平成22年４月14日午後２時
２　会議の目的　再生計画案の審理及び決議
平成22年３月５日
福岡地方裁判所第４民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２１年（再）第１号
広島県三原市本郷町善入寺64番地の31
再生債務者　広島エアポートビレッジ開発株式会社
１　決議に付する再生計画案　平成22年２月18日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成22年３月25日午後２時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　議決権不統一行使の通知期限　平成22年３月24日
平成22年３月３日　広島地方裁判所尾道支部